

令和5年第6回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和5年6月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第6回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和5年6月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年6月26日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和5年6月26日 午前 時 分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	×		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	7番	大村 教男		1番	鶴丸 千尋		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に 付 し た 事 項	日程第1 議案第31号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について						
	日程第2 議案第32号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について						
	日程第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について						
	日程第4 議案第34号 非農地証明申請について						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

村吉委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 5 年第 6 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、7 番大村委員と、1 番鶴丸委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借借の合意解約が 6 件 16 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第 1 議案第 31 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 5 件、賃借権が 22 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料 7 ページ、賃借権の 74 番については、借人が〇〇、また、75 番については、貸人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 7 ページをお開きください。

まず、賃借権の74番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に、賃借権の75番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（堅山）

それでは、引続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権移転の25番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に26番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に27番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に28番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に3ページをご覧ください。

次に29番、譲渡人は大阪市の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に4ページをお開きください。

賃借権の68番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に69番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

5ページをご覧ください。

次に70番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に71番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

6ページをお開きください。

次に72番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に73番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

8ページをお開きください。

次に76番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請

地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。
この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に77番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

9ページをご覧ください。

次に78番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に79番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

10ページをお開きください。

次に80番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

なお、上段4筆の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

11ページをご覧ください。

次に81番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に82番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

12ページをお開きください。

次に83番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に84番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

13ページをご覧ください。

次に85番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は

議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に86番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

14ページをお開きください。

次に87番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に88番、貸人は志布志市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新6年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人の上段が〇〇さん、下段が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

15ページをご覧ください。

次に89番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新6年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第31号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第2議案第32号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料16ページ、17ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が4件4筆、面積4,500㎡、使用貸借権が1件1筆、1,093㎡となっております。総面積は5,593㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第32号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件、賃借権設定1件であります。

この内、所有権移転の21番については、譲受人が町内在住ではありませんが、現地調査を行っております。

それでは、木佐貫委員に現地調査報告をお願いします。

（木佐貫委員現地調査報告）

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

やがて、転用目的があった場合は、それでいいという事ですか？

事務局（若松）

馬渡さんの説明ですと障害者就労支援事業という事で、この畑に障害者の人を連れてきて作物を作らせるとの事でした。支援事業という事で施設申請をおこなっており畑を利用するという事でした。利益は考えておらず、支援事業に対しては国からの補助があるとの事でした。本人さんは「転用をしませんという確約書を書いてもいいですよ」との事でした。

鶴丸委員

施設予定地は、運送屋の後ですか。

事務局（若松）

今の事務所は、スタンドの横との事です。事務所付近に作業所等が必要となるのでプレハブ等で施設をつくられると思います。

鶴丸委員

工賃が月 174,070 円は安くないですか？

事務局（若松）

働いてくださる方達は、障害者の方達ですので、賃金に関してはこれぐらいが妥当との事でした。

議長（堅山）

他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 18 ページをお開きください。

賃借権の20番、貸人は霧島市の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、賃借による賃借権5年の期間設定でございます。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4議案第34号の非農地証明願いによる申請についてを議題といたします。

今回は申請が1件あります。

資料19ページの持留 重喜さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を上池委員にお願いいたします。

（上池委員現地調査報告）

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり取り消すことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（豎山）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第4議案第34号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（豎山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※7月現地調査：19日（水）

臨時総会：20日（木）

定例総会：25日（火）

申請締切：6月30日（金）※7月定例総会分

議長（豎山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第6回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分